

鳥取県告示第 583 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会 会長 小谷三郎	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨899-1	平成19年6月30日